様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2025年　　3月　　4日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）やまとほーるでぃんぐすかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　ヤマトホールディングス株式会社  （ふりがな）ながお　ゆたか  （法人の場合）代表者の氏名 長尾 裕  住所　〒104-8125　東京都中央区銀座2-16-10  法人番号　7010001034964  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①第157期有価証券報告書  ②経営構造改革プラン「YAMATO NEXT100」  ③中期経営計画「Oneヤマト2023」  ④第159期有価証券報告書  ⑤中期経営計画「サステナビリティ・トランスフォーメーション2030 ～1st Stage～」 | | 公表日 | ①2022年6月17日  ②2020年1月31日  ③2021年2月1日  ④2024年6月14日  ⑤2024年2月5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①第157期有価証券報告書  公表方法：ホームページ  公表場所：https://www.yamato-hd.co.jp/investors/library/securities/pdf/y157\_04.pdf  記載箇所・ページ：P.17、P.18「事業等のリスク」  ②経営構造改革プラン「YAMATO NEXT100」  公表方法：ホームページ  公表場所：https://www.yamato-hd.co.jp/investors/library/briefing/pdf/3q\_yamatonext\_2020\_03.pdf  記載箇所・ページ：P.32「「運送」業から「運創」業への進化を実現するYAMATO NEXT100」  ③中期経営計画「Oneヤマト2023」  公表方法：ホームページ  公表場所：https://www.yamato-hd.co.jp/investors/library/briefing/pdf/3q\_oneyamato\_2021\_03.pdf  記載箇所・ページ：P.4「「Oneヤマト2023」 策定における考え方」  ④第159期有価証券報告書  公表方法：ホームページ  公表場所：https://www.yamato-hd.co.jp/investors/library/securities/pdf/y159\_04.pdf  記載箇所・ページ：P.30「事業等のリスク」  ⑤中期経営計画「サステナビリティ・トランスフォーメーション2030 ～1st Stage～」  公表方法：ホームページ  公表場所：https://www.yamato-hd.co.jp/company/plan/pdf/sx20301st.pdf  記載箇所・ページ：P.21「グループ経営基盤の強化➁ デジタル戦略」 | | 記載内容抜粋 | ①デジタル技術が社会や自社に与える影響の理解  ・新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした消費行動や生活様式の変化、全産業のEC化の加速  デジタルで商慣習を変える可能性があるスタートアップ企業の出現などの競争環境の変化  →変化、多様化する生活者のニーズや、既存の流通構造を再構築する法人顧客の物流ニーズに対応できない場合、営業収益の減少や成長機会の逸失により経営成績等に影響を与える可能性がある  ・テクノロジーの進化に伴うAI・IoT・ビッグデータ等の活用によるリソースの最適化や、ロボティクスの活用による倉庫業務の自動化、ドローン・自動運転の活用による幹線輸送やラストワンマイルの変革等  →短中期的に見込まれる新たなビジネスモデルの出現に適切に対応できない場合や、技術トレンドの誤った理解および先端テクノロジーの導入手法に不備が発生した場合、期待通りの投資効果を得られず経営成績等に影響を与える可能性がある  ②上記を踏まえた経営ビジョン  ヤマトグループの「宅急便中心の経営構造」をデジタル起点で抜本的に見直し、データ・ドリブン経営を基盤として新しい「運ぶを創る」ことにより高い成長と利益率を両立する  ③経営ビジョン実現のためのビジネスモデルの方向性  中長期の経営構造改革プラン「YAMATO NEXT100」に基づき作成された中期経営計画「Oneヤマト2023」にて、データ分析の活用やデータ戦略・イノベーション戦略等を基盤とした以下の方向性を公表  ・コロナ禍により、より一層進んだ「生活様式」「流通構造」の急速な変化による「全産業のEC化」の加速度的進展を踏まえ、EC需要のさらなる拡大に対応  ・BtoB物流において、ラストマイルを持つ優位性と、サプライチェーンの変化に対応できる倉庫などを含む物流ネットワークで、サプライチェーン全体に提供価値を拡大・高度化（ニューノーマルに最も適合した物流プレーヤーとして、サプライチェーンを変革）  ⇒名実ともに「Oneヤマト」でお客様・社会のニーズに正面から向き合い、個人のお客様の生活をより便利にするとともに、法人のお客様の経営全体を支援する、「個人・法人両面でのベストパートナー」を目指す  ④ヤマトグループが事業を展開する物流業界において、ＡＩ・ＩｏＴ・ビッグデータ等の活用によるリソースの最適化や、ロボティクスの活用による倉庫業務の自動化、ドローン・自動運転の活用による幹線輸送やラストワンマイルの変革等、テクノロジーの進化に伴う様々な変化が生じている  短中期的に見込まれる新たなビジネスモデルの出現に対してヤマトグループが適切に対応できない場合や、技術トレンドの誤った理解および先端テクノロジーの導入手法に不備が発生した場合、期待通りの投資効果を得られず、ヤマトグループの経営成績等に影響を与える可能性がある  ⇒デジタル戦略を持続的な企業価値向上を実現するためのグループ経営基盤の一つと位置づけ、事業と一体となったＤＸ推進に取り組むとともに、デジタル分野への直接投資やＣＶＣファンドを通じて、ヤマトグループの脅威となりうるテクノロジーや事業モデルの早期察知、およびオープンイノベーションによる新たな成長モデルの創出に取り組む  ⑤ヤマトグループの経営基盤を強化するにあたり、デジタル戦略に注力し、事業構造改革を推進するデジタル投資を積極的に推進しつつ常駐パートナーを含めたデジタル開発・運用の内部化・費用抑制に努める | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ②経営構造改革プラン「YAMATO NEXT100」は中長期の経営グランドデザインと取締役会にて決議され、公開されています。  ③⑤中期経営計画「Oneヤマト2023」は「YAMATO NEXT100」の具体的なアクションプランとして取締役会にて決議され、公開されています。中期経営計画「サステナビリティ・トランスフォーメーション2030 ～1st Stage～」は取締役会にて決議され、公開されています。  ①④有価証券報告書は、取締役会への報告を経て提出されています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 経営構造改革プラン「YAMATO NEXT100」 2. 統合レポート2024 3. 中期経営計画「サステナビリティ・トランスフォーメーション2030 ～1st Stage～」 | | 公表日 | 1. 2020年1月31日 2. 2024年12月12日 3. 2024年2月5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①公表方法：ホームページ  公表場所：https://www.yamato-hd.co.jp/investors/library/briefing/pdf/3q\_yamatonext\_2020\_03.pdf  記載箇所・ページ：  P.9「「YAMATO NEXT100」の基本戦略」  P.23「３つの基盤構造改革 ②データ・ドリブン経営への転換」  ②公表方法：ホームページ  公表場所：<https://www.yamato-hd.co.jp/investors/library/annualreport/pdf/j_ir2024_00_A3.pdf>  記載箇所・ページ：  P.39「デジタル戦略」  ③公表方法：ホームページ  公表場所：<https://www.yamato-hd.co.jp/company/plan/pdf/sx20301st.pdf> | | 記載内容抜粋 | ①「YAMATO NEXT100」の基本戦略  「データ・ドリブン経営への転換」  ・物流オペレーション全般をデジタル化・効率化し、第一線がお客さまに深く向き合える環境を整備する  ・需要や業務量の予測精度を高め、経営資源の配置を最適化  ・経営を見える化し、経営判断をより俯瞰して客観的かつ科学的に決定  具体的な戦略  ・戦略1：データ・ドリブン経営（予測に基づいた意思決定と施策の実施）  データの見える化と予測による、意思決定の最適化とスピード強化  現場がお客様接点の強化に注力できる体制確立  ・戦略2：アカウントマネジメント確立に向けた顧客情報の完全な統合  顧客を深く正確に理解し、より良いサービスを提供するために、ヤマトグループ全体の顧客データを統合し活用  ・戦略3：モノのリアルタイム把握によるサービスレベル向上  拠点通過時の荷物の動きだけでなく、リアルタイムな動きを把握し、無駄な業務を減らし配送を最適化するとともに、顧客サービスを向上  ・戦略4：稼働の見える化・原価の見える化によるリソース計画高度化  人員・車両・倉庫等のヤマトのリソースの状態を正確に把握・可視化し、予測に基づいた最適な体制・コスト構造を実現  ・戦略5：最先端のテクノロジーを取り入れたデジタル・プラットフォームの構築  オープンイノベーションを加速し、最先端のテクノロジーを取り入れた上で、ヤマトのバリューチェーン全体を結合するヤマトデジタルプラットフォーム（YDP）を構築し、データ戦略を実行。基幹システムの刷新に着手  ②統合レポート2024  ・越境EC事業者のサプライチェーン最適化に向けたシステムの開発・提供  ・フルデジタルオペレーションの構築を支える送り状情報のデジタル化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①③経営構造改革プラン「YAMATO NEXT100」は中長期の経営グランドデザインとして取締役会にて決議され、開示されています。中期経営計画「サステナビリティ・トランスフォーメーション2030 ～1st Stage～」は取締役会にて決議され、公開されています。  ②統合レポート2024は、取締役会の承認を経て提出されています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①経営構造改革プラン「YAMATO NEXT100」P.23 「②データ・ドリブン経営への転換」  ②統合レポート2024　P.38デジタル人材の育成・採用 | | 記載内容抜粋 | ①・2021年に300人規模の新・デジタル組織を立ち上げ  ・シリコンバレーの拠点を基点に、スタートアップ企業や大手テクノロジー企業とのネットワークを拡大  ・50億円規模のCVCファンドを立ち上げ、オープンイノベーションを加速  ②人材採用・定着の基盤となる「デジタル専門職制度」を刷新し、順次適用を開始  ⇒職務定義に基づき、専門スキルと業務貢献を基準とする評価・処遇や、メリハリのある働き方に合わせた労働条件など、市場競争力のある人事制度を構築し、デジタル人材の採用力強化と定着化を推進 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①経営構造改革プラン「YAMATO NEXT100」  P.23「②データ・ドリブン経営への転換」、  P.28「数値目標」  ③中期経営計画「サステナビリティ・トランスフォーメーション2030 ～1st Stage～」  P.21「グループ経営基盤の強化➁ デジタル戦略」 | | 記載内容抜粋 | ①【環境整備の方策１：投資】  投資（2021年3月期-2024年3月期）  成長投資：IT/デジタル投資：1,000億円  【環境整備の方策２：基盤整備】  ・アカウントマネジメント確立に向けた顧客情報の完全な統合  顧客を深く正確に理解し、より良いサービスを提供するために、ヤマトグループ全体の顧客データを統合し活用  ・最先端のテクノロジーを取り入れたデジタル・プラットフォームの構築  オープンイノベーションを加速し、最先端のテクノロジーを取り入れた上で、ヤマトのバリューチェーン全体を結合するヤマトデジタルプラットフォーム（YDP）を構築し、データ戦略を実行。基幹システムの刷新にも着手  ③【デジタル投資】  760憶円（2025年3月期～2027年3月期）  【実行体制】  デジタル開発・運用は常駐パートナーを含めた内部化を推進しつつ、特に戦略的な開発PJは大手システムインテグレーターの推進力を活用し、経営戦略の実行を支援する |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①経営構造改革プラン「YAMATO NEXT100」  ②統合レポート2022  ③統合レポート2024 | | 公表日 | ①2020年1月31日  ②2022年11月18日  ③2024年12月12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①公表方法：ホームページ  公表場所：https://www.yamato-hd.co.jp/investors/library/briefing/pdf/3q\_yamatonext\_2020\_03.pdf  記載箇所・ページ：P.28  ②公表方法：ホームページ  公表場所：https://www.yamato-hd.co.jp/investors/library/annualreport/pdf/j\_ir2022\_3\_00\_A3.pdf  記載箇所・ページ：P.30「DX人財の育成」  ③公表方法：ホームページ  公表場所：<https://www.yamato-hd.co.jp/investors/library/annualreport/pdf/j_ir2024_00_A3.pdf>  記載箇所・ページ：P.38「デジタル戦略」 | | 記載内容抜粋 | ①投資指標  成長投資：IT/デジタル投資：1,000億円（2021年3月期-2024年3月期）  ②デジタル人材の育成指標  デジタル人材の早期育成を図る教育プログラム「Yamato Digital Academy（YDA）」受講者数：1,000名（2022年3月期-2024年3月期）  ③デジタル人材の育成・採用指標  人材採用・定着の基盤となる「デジタル専門職制度」を刷新  デジタル人員数　約270人（2021年3月期）、約680人（2024年3月期） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①2022年2月3日  ②2022年11月7日、2022年5月11日  ③2024年12月12日 | | 発信方法 | ①公表方法：ホームページ  公表場所：統合レポート2021 P18「社長メッセージ」  https://www.yamato-hd.co.jp/investors/library/annualreport/2021.html  ②公表方法：ホームページ  公表場所：2022年3月期通期決算説明資料https://www.yamato-hd.co.jp/investors/library/briefing/pdf/4q\_setsumei\_2022\_03.pdf  2023年3月期第2四半期決算説明資料  <https://www.yamato-hd.co.jp/investors/library/briefing/pdf/2q_setsumei_2023_03.pdf>  ③公表方法：ホームページ  公表場所：統合レポート2024 P13「社長メッセージ」  https://www.yamato-hd.co.jp/investors/library/annualreport/pdf/j\_ir2024\_00\_A3.pdf | | 発信内容 | ※①、②、③ともに取締役社長 長尾裕より以下の内容を発信  ①社長メッセージにてデジタル戦略の推進方針を掲載  【データ・ドリブン経営の推進】  　当社グループが目指すデータ・ドリブン経営とは、データを活用して経営を見える化し、より客観的かつ科学的に経営判断を行うことです。自社の経営資源が需要に対して不足し、業務量がキャパシティを超過すれば、第一線の社員が対応しきれず、品質の悪化につながります。逆に、業務量に対して過剰に経営資源を配置すれば、会社の利益を毀損することになります。この原則を踏まえて経営を行うためには、あらゆる物事の判断をデータ・ドリブンで対応していくことが必要です。これまで、どうすれば思い描く経営を実現できるか、そのために集積すべきデータは何かを考え、取り組んできたことで、デジタルに対する理解やデータの整理が進展しました。データに基づきセグメントごとにお客様の需要を分析するとともに、出荷数量が特に多いお客様とは緊密なコミュニケーションを図り、最新の情報を反映させて需要予測の精度を高めることで、経営資源を適正に配置し、サービス品質の向上、社員やパートナーのより良い働き方、そして収益性を向上させていきます。  ②四半期決算説明資料「投資戦略」にデジタル投資の進捗状況を記載し、同資料をもとに株主・投資家向けに開催した決算説明会において、社長が戦略の進捗説明を実施  ・データの整備・活用に必要なデジタル情報基盤の構築と、データ分析に基づく経営資源の最適配置、顧客体験、提供価値の向上、輸配送オペレーション効率化等に向けたデジタル投資を継続。2023年3月期通期の投資予想金額を350億円とする（2022年3月期通期決算説明）  ・デジタル投資は内容や優先順位を精査し、利益創出に直結する案件に絞り込み。2023年3月期通期の投資予想金額を350億円から250億円に引き下げ（2023年3月期第2四半期決算説明）  ③社長メッセージにてデジタル人材を含む人材採用・育成についての方針を掲載  ・職務を起点にキャリア採用を進めることに加え、新卒採用の社員も専門性を身に付けていき、現場・本社に限らず、専門性を磨いていくことができる仕組みを推進する |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年12月頃　～　2025年1月頃 | | 実施内容 | DX推進指標を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年1月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ヤマトグループ内で「情報セキュリティガイドライン」を策定し、同ガイドラインに基づいたセキュリティ対策を実施している。  また、グループ全社に対して内部監査とセキュリティ実査を実施し、ＩＴシステムや管理体制が有する課題を把握し、今後必要な対策や改善ポイントを明らかにしている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。